

(2022.12)

## 東京大学法学部の法科大学院進学プログラムについて

### 目次

- 1 はじめに
- 2 国の制度
- 3 法科大学院進学プログラム
  - (1) 国の制度との関係での位置付け
  - (2) 履修プログラムのひとつ
  - (3) 法科大学院の入学者選抜との関係
  - (4) 進学奨励金制度
  - (5) 早期卒業制度との関係
  - (6) 法科大学院進学プログラムへの登録
  - (7) 法科大学院進学プログラムの修了

### 1 はじめに

東京大学法学部では、法科大学院における教育との円滑な接続を図るためのプログラムとして「法科大学院進学プログラム」を置いています。

これは、優れた法律家を養成しようとする教育理念に基づく制度ですが、国の制度に対応したものでもあるため、まず国の制度を概観し（後記2）、そのあと、法科大学院進学プログラムの説明に移ることとします（後記3）。

## 2 国の制度

国では、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の養成制度を改革するため、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年6月26日法律第44号）を中心とした制度変更を行いました。その内容は多岐にわたりますが、主な点を挙げると、次のとおりです。

### ① 司法試験の制度変更

2023年の司法試験から、7月頃に実施することとし、法科大学院の最終学年（既修コースなら2年目）であっても司法試験法4条2項および法務省令（司法試験法施行規則）が定める要件を満たせば受験できるようにする。（従来は法科大学院修了後の5月に初めて受験可能であった。）

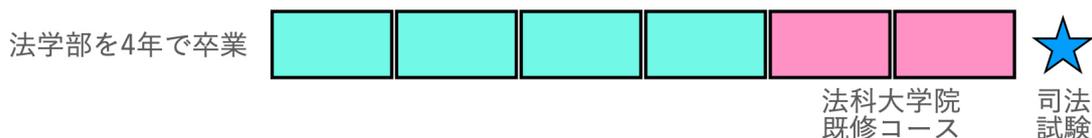
### ② 予備試験の制度変更

2022年の予備試験から、論文式筆記試験において、司法試験の選択科目とされる科目群と同じ科目群から選択する選択科目を追加する。

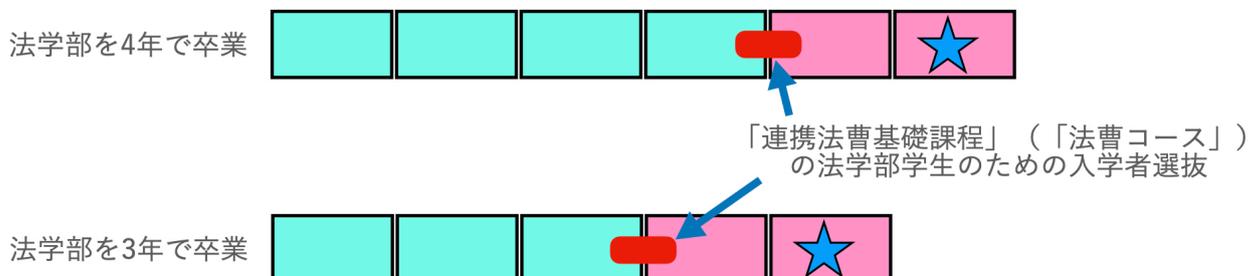
### ③ 法学部と法科大学院の連携の推進

法科大学院が、「連携法曹基礎課程」（「法曹コース」）を置いた法学部と締結する「法曹養成連携協定」について、文部科学大臣が認定することで、連携を推進する。「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法」を「法曹養成連携協定」において適切に規定することを、認定の条件のひとつとする。

#### 2022年以前の司法試験を受験する場合のイメージ



#### 2023年以後の司法試験を受験する場合のイメージ



### 3 法科大学院進学プログラム

前記2のような国の制度を前提とした東京大学の制度を説明します。

- \* 東京大学の法科大学院の正式名称は「東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻」ですが、「東京大学法科大学院」という通称も併せて用いています。以下では「東京大学法科大学院」と表記します。

#### (1) 国の制度との関係での位置付け

東京大学法学部の「法科大学院進学プログラム」は、東京大学法学部と東京大学法科大学院とが締結した法曹養成連携協定のなかに組み込まれており、この連携協定が文部科学大臣の認定を受けています。つまり、東京大学法学部の法科大学院進学プログラムは、国の制度にいう「連携法曹基礎課程」（「法曹コース」）に相当すると認められています。

現在、東京大学法学部は東京大学法科大学院とのみ法曹養成連携協定を締結しており、東京大学法科大学院は東京大学法学部とのみ法曹養成連携協定を締結しています。

#### (2) 履修プログラムのひとつ

法科大学院進学プログラムは、東京大学法学部において、履修プログラムのひとつ、という位置付けになっています。その意味で、公共法務プログラムや国際取引法務プログラムと同様ですが、公共法務プログラムや国際取引法務プログラムとは大きく異なり、第1類・第2類・第3類のどの類に所属する学生であっても、法科大学院進学プログラムに登録することができます。

履修プログラムのひとつに過ぎませんので、法科大学院進学プログラムを修了するか否かは、卒業要件とは関係ありません。第1類・第2類・第3類のいずれかの卒業要件を満たし、かつ、法科大学院進学プログラムの修了要件を満たせば、卒業と同時に、法科大学院進学プログラムを修了したと認められます。

### (3) 法科大学院の入学者選抜との関係

前記2③の国の制度においても前提とされているように、法科大学院進学プログラムに登録した学生に対しては、法科大学院の入学者選抜において以下のような特別な配慮がされます。

#### ア 東京大学法科大学院の入学者選抜

東京大学法科大学院では、東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの法学部学生について、次のような枠を設けることとしています。

- ① 論文式試験を課さず、法科大学院進学プログラムの成績等に基づき合否判定を行う枠（50名を上限とする）

\* ①は、連携協定の締結先である東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの学生のみに対して用意される枠です。

- ② 論文式試験を課し、法科大学院進学プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う枠（①を含め110名を上限とする）

\* ②は、①では合格とならなかった東京大学法学部法科大学院進学プログラムの学生と、他大学の法曹コースの学生とを、いずれも対象とする枠です。

①と②のほか、一般選抜の枠が置かれ、①・②の枠で合格しなかった場合も、一般選抜の枠で合格することがある、という枠組みです（①・②の枠と一般選抜の枠を合計した法学既修者全体で165名程度を合格させる予定）。

以上の詳細は、「2022年度以降の法科大学院の入学者選抜（法学既修者）の概要について」という文書で確認してください。

#### イ 他大学の法科大学院の入学者選抜

東京大学法科大学院が前記ア②のような枠を他大学の法曹コースの学生に対しても用意するのと同じように、多くの他大学の法科大学院においても、東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの学生に対し、同様の枠を用意すること等が考えられます。そのようなことが、前記2の国の制度において、想定されています。他大学の法科大学院による公表内容を確認してください。

### (4) 進学奨励金制度

東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの学生であって、前記(3)ア①の枠で東京大学法科大学院に入学する者のうち、学業成績優秀なものに対して、法科大学院への進学をサポートし、経済的な負担を軽減するために、東京大学法科大学院の入学料とほぼ同額を支給する進学奨励金制度が設けられています。

これは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、TMI 総合法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、西村あさひ法律事務所、森・濱田松本法律事務所、のご厚意によるものです。

支給人数は毎年おおむね 20 名、進学奨励金の額は 30 万円です。(2023 年度の東京大学法科大学院の入学料は、28 万 2000 円 (予定額) です。)

この進学奨励金制度に応募できるか否かは、早期卒業制度の利用の有無とは関係ありません。

制度の詳細は、「法科大学院進学のための進学奨励金制度について」という文書で確認してください。

#### (5) 早期卒業制度と法科大学院進学プログラムとの関係

東京大学法学部では、早期卒業の制度を、法科大学院進学プログラムとは別に置いています。法科大学院進学プログラムに登録・修了するか否かと、早期卒業をするか否かとは、関係ありません。もちろん、両者をいずれも利用することも可能です。

#### (6) 法科大学院進学プログラムへの登録

法科大学院進学プログラムの修了のためには、法科大学院進学プログラムの登録の届出をする必要があります。登録しなかった学生が、卒業時にたまたま、法科大学院進学プログラムの修了要件単位を修得していても、修了と認めることはできません。

登録資格は、「東京大学法学部に所属する学生」とされており、第 1 類・第 2 類・第 3 類のいずれに所属しているかを問いません。

登録の届出は、3 年次または 4 年次の各セメスターのいずれかの履修登録期間に行います。進学直後の 3 年次の 4 月 (S セメスターの履修登録期間) に登録の届出をしなかった場合にも、その後のセメスターの履修登録期間に登録の届出をすることができます。ただし、法科大学院の入学者選抜においては、その時点で法科大学院進学プログラムに登録していないと、法科大学院進学プログラム修了予定者とは扱われないと考えられます。そうであるとすると、進学後早めに登録をしたほうがよいでしょう。

早期卒業予定者として認定されるための申請は、春は、4 月でなく 3 月に申請期間を設けます。早期卒業予定者の認定の申請は 3 月 (進学直前)、法科大学院進学プログラムの登録の届出は 4 月 (進学直後) です。(早期卒業予定者の認定の申請は 9 月にも受け付けますが、3 年次 S セメスターから履修上限単位の緩和を受けるには進学時の申請が必要です。詳しくは「早期卒業制度について」という文書で確認してください。)

#### (7) 法科大学院進学プログラムの修了

法科大学院進学プログラムの修了要件は、次のとおりです。

まず、修了に必要な科目が 13 科目あります。「憲法」「行政法第 1 部」「行政法第 2 部」「民法第 1 部」「民法第 2 部」「民法第 3 部」「民法第 4 部」「刑法第 1 部」「刑法第 2 部」「商法第 1 部」「商法第 2 部」「民事訴訟法第 1 部」「刑事訴訟法」です。

また、「民法基礎演習」または「実定法分野の演習」を 2 単位以上修得する必要があります。「実定法分野の演習」に該当する演習がどれであるかは、年度ごとに、ウェブサイトに掲示して知らせます。

さらに、東京大学法学部の卒業要件を満たして初めて、修了の認定がされることとなっています。

卒業の要件は、別に定められています。卒業するためには、卒業要件単位数を満たす必要があることに加え、第 1 類・第 2 類・第 3 類というそれぞれの類ごとに定められた必修科目と選択必修科目を履修する必要があります。

法科大学院進学プログラムの修了の認定を受けるために、特別の成績要件は課されていません。ただし、法科大学院の入学者選抜においては、成績が重視されます。

#### <法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目>

2S～2A（通年）	憲法、民法第 1 部、刑法第 1 部
3S・4S	民法第 2 部、民法第 4 部、刑法第 2 部、行政法第 1 部、商法第 1 部、[民法基礎演習] [実定法分野の演習]
3A・4A	民法第 3 部、行政法第 2 部、商法第 2 部、民事訴訟法第 1 部、刑事訴訟法、[実定法分野の演習]

※ [ ] は、これらのいずれかから 2 単位以上が必要。

\* 登録・修了に関する詳細は、「東京大学法学部法科大学院進学プログラム履修規程」で確認してください。